



第26号
2026年
10月4日

教区主教選挙についての「意見の共有」

5月23日の東日本教区第1(定期)教区会をもって東日本教区が設立しました。同日、日本聖公会法規に則り、教区主教選挙が行われました。結果、当選者が得られましたが受諾されなかったため、来たる10月17日に、教区主教選挙のための第3(臨時)教区会が行われることが公示されています。

8月29日に行われました第2(臨時)教区会において、議案審議の後、教区管理主教をお務めいただいている長谷川清純主教による「主教選挙に向けて考える会」が催され、日本聖公会法規に基づいた主教選挙について講話をいただきました。

今回は、ご寄稿を含め、教区主教選挙に関してご意見をお寄せくださった方々の声をご紹介させていただきます。なお、紙面等での共有のために寄せられたものでないご意見に関しては、箇条書きでご紹介させていただきます。

(旧北関東教区文書部・旧東京教区広報委員会)

※東日本教区の広報活動体制が整うまでの間、広報については、旧両教区の広報担当部署が担当しております。

《寄稿》

日本聖公会の教区主教選挙について考える

渋谷聖ミカエル教会

パトリック 山田 益男

日本聖公会で主教選挙が行われているが、1回目の教区会選挙で直に主教が選出されるということとはまずない。教区会で決められず、総会での選挙となることも稀ではない。それぞれの経緯を経て最後は主教が決められ、よかったよかったと収まるのであるが、その選挙、はたして教区内聖職・信徒の総意が結実されたものであったか、御心の実現であったと言い切れるであろうか。選挙後は聖職・信徒が今後よろしくご指導をお願いしますと、選出された新主教に教区運営を白紙委任で丸投げをしているというのが実情といえるのではないか。聖職・信徒の総意もつかめぬままに、教区のかじ取りを任された新主教の中には一人で悩まれ、苦勞された方も少なくなかったのではないだろうか。

そうであったならば、現在の日本聖公会の教区主教選挙制度、手続きには不備があるということになるのではないか。教区会に臨み、その場で、候補者の名があげられ、その方がどのような方であるかも判らないままに、投票となって困惑した信徒代議員は多かったと思われる。その人たちは

投票が重ねられる中、票の動向を見ながら投票を続けることになる。祈りの内にそれをしなさいというのも如何なものかと、2006年の第56総会で規則改正が行われ、主教選挙候補者推薦管理委員を置くことができるようになった。その委員の任務は、「教区主教選挙において、教役者議員および信徒代議員が、教区会開会の前に、あらかじめ推薦される候補について知り、より多くの情報を公平に得て熟考検討することができるよう推薦管理の事務を行うことをその任務とする。」と規定されている。この規定が機能すれば、事前に候補者についてよく知り、より多くの情報を公平に得て熟考検討することが可能となるかもしれないが、教区主教選挙とは自分たちにとって好ましい人を選ぶものではなく、本来は信仰の擁護者であると共に教区の司牧者に適任である人、すなわち当該教区に課せられた宣教課題を踏まえて、その働きのリーダーシップをとるにふさわしい方を選ぶものとすれば、現行の規定だけでは十分な準備とはならないのではないか。

多くの外国の聖公会が採用しているように、主教選挙の準備として、教区が置かれている現状を分析し、当該教区に課せられた社会的責任、宣教課題を確認するステップ、その次に、それを遂行するのに適したと思われる複数の候補者を選挙するステップを経て、選挙のための教区会を開催す

《ご意見の紹介》

るという手続きが日本聖公会においても必要なのではないか。特に第1のステップにおいては、準備委員会のメンバーだけでなく、すべての聖職・信徒がこのことに関心を向け、皆で祈り、考え、これからの教区の宣教姿勢についてできるだけコンセンサスを得ておくという作業がなによりも大切ではないかと考える。

聖公会は主教制と共に会議制をもって運営する仕組みをとっている。その会議は、主教と聖職として信徒代議員とで構成されており、信徒もその会議において重要な責任を負っているのである。教区の司牧者である主教は会議（教区会または総会）の中で選挙によって選ぶこととなっている。その選挙に関わる信徒代議員は信徒であることを口実に当該教区の実情に無知であったり、無関心であったりしてはその責任が果たせないということとを肝に銘じなければならないと思う。かといって、個人的な責任においてそのような準備を要求することは酷というべきであろう。外国の主教選挙制度に習い、日本聖公会でも上記のような二段階の準備作業を担う委員会の設置を制度に採り入れ、機能させること考えるべきではないかと思慮する次第である。

☆主教選挙の制度について、事前に候補者に当選した場合の受諾意思を確認してから推薦する制度採用のため、法規改正を検討して良いのではないか

☆定年など予め分かっている理由により退職する現任教区主教が、後任教区主教を指名する制度や、教区主教選挙に立候補する制度など、教区主教選挙に係る関連法規の抜本的な改正を検討しても良いのではないか

☆「日本聖公会教区主教選挙候補者推薦管理委員」（以下、「管理委員」）設置制度を活用し、議員・代議員が選挙投票前に候補者の経歴を知り、推薦者からの推薦等に触れた上で、選挙に臨むことが望ましいのではないか

☆原則である「日本聖公会教区主教選挙規則」では、①当日に推薦された候補者から選挙すること、②候補者の経歴報告を簡潔に行い、説明や討論を行わないこと、と定められている。一方、「管理委員規程」では、①事前に書面にて、②候補者の学歴・職歴など主な経歴に加え、推薦者からの「推薦する言葉」が添えられると定められている。「管理委員」制度は、いわば事前に公の「選挙活動」が認められる制度であり、

祈りのうちに教区主教を選ぶという趣旨とは異なると感じる

☆議員・代議員は、自らの、あるいは教会・礼拝堂を代表する投票の責任を負うために、少なくとも教区内聖職者たちについて関心を持ち、積極的な関わりを持つよう努めること、公開されている教会のHPや礼拝・説教動画などを活用し、「知ろう」とする努力をすべきではないか

『きょうどう通信』へお便りをお寄せください。

ご意見やご寄稿は下記いずれかのメールアドレスまたは教区事務所までお送りください。紙面の都合上、いただいた投稿すべては掲載できませんが、ご了承ください。

comm.tko@nsskk.org

または

kouhou.k.t@gmail.com

(当面の間、ご寄稿などの窓口として、広報小委員会メールアドレスを活用させていただきます)

東日本教区 教区事務所

〒105-0011

東京都港区芝公園3-6-18

電話 03 (3433) 0987

FAX 03 (3433) 8678

『きょうどう通信』第26号

旧北関東教区文書部・旧東京教区広報委員会